

平成 25 年度 国民健康保険病院事業会計経営健全化審査意見書

第 1 審査の概要

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の方法

この経営健全化審査は、大台町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第 2 審査の結果

1 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

比率名	23年度	24年度	25年度	経営健全化基準	備考
①資金不足比率	—	—	—	20.00	

※資金不足比率の算定において、資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

※地方公共団体は、資金不足比率が経営健全化基準以上である場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

2 個別意見

① 資金不足比率について

平成 25 年度決算において、流動資産額(現金・預金・未収金)が流動負債額(未払金)を上回り、資金剰余となっているため、資金不足比率は算定されず、経営健全化基準 20.0% を下回っている。

3 是正改善を要する事項

平成 25 年度病院事業決算の医業に係る前年度比較について、医業費用は 4 億 7,698 万 9,284 円、医業収益は 2 億 9,594 万 3,056 円となり、差引、医業損失は 1 億 8,104 万 6,228 円となり、平成 24 年度の医業損失 1 億 4,842 万 285 円と比較すると 3,262 万 5,943 円増加している。

医業損失の大半は、町補助金で補てんされていることから、平成 27 年度からの新しい体制に繋がるよう健全経営を目指し、なお一層の経営改善と增收に努められたい。

平成 25 年度 簡易水道事業特別会計経営健全化審査意見書

第1 審査の概要

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の方法

この経営健全化審査は、大台町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第2 審査の結果

1 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

比率名	23年度	24年度	25年度	経営健全化基準	備考
①資金不足比率	—	—	—	20.00	

※資金不足比率の算定において、資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

※地方公共団体は、資金不足比率が経営健全化基準以上である場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

2 個別意見

① 資金不足比率について

平成 25 年度決算において歳入額が歳出額を上回り、資金不足の状態ではないため、資金不足比率は算定されず、経営健全化基準を下回っている。

3 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特はない。

平成 25 年度 生活排水処理事業特別会計経営健全化審査意見書

第1 審査の概要

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の方法

この経営健全化審査は、大台町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第2 審査の結果

1 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

比率名	23年度	24年度	25年度	経営健全化基準	備考
①資金不足比率	—	—	—	20.00	

※資金不足比率の算定において、資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

※地方公共団体は、資金不足比率が経営健全化基準以上である場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

2 個別意見

① 資金不足比率について

平成 25 年度決算において歳入額が歳出額を上回り、資金不足の状態ではないため、資金不足比率は算定されず、経営健全化基準を下回っている。

3 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。